

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う関係条例の制定及び一部改正について

平成 24 年 11 月 26 日
市 長 公 室

1 一括法の概要

地域主権改革の一環として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法：平成 23 年法律第 37 号 平成 23 年 5 月 2 日公布，第 2 次一括法：平成 23 年法律第 105 号 平成 23 年 8 月 30 日公布）が成立し、基礎自治体への権限移譲の推進及び義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡充が図られ、平成 24 年 4 月 1 日（経過措置があるものは、平成 25 年 4 月 1 日）に施行された。

区分	第 1 次一括法	第 2 次一括法
基礎自治体への権限移譲	—	47 法律
義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡充	41 法律	160 法律

2 関係条例の制定及び一部改正について

一括法のうち、経過措置により平成 25 年 4 月 1 日に施行される法律への対応として、関係 5 部等において 40 条例を制定及び一部改正（制定 31 条例、一部改正 9 条例）し、平成 24 年 12 月市議会定例会に提案することとしている。

所管部名	制定	一部改正	(うち市独自基準あり)
環境部	—	1	—
保健福祉部	24	4	(4)
建設部	5	2	(2)
都市整備部	1	1	(1)
上下水道局	1	1	—
合 計	31 条例	9 条例	(7 条例)

※詳細については、別紙のとおり。

3 その他（参考）

一括法のうち、経過措置がなく平成 24 年 4 月 1 日に施行された法律への対応として、平成 24 年 3 月市議会定例会において 4 条例（盛岡市公民館条例、盛岡市図書館条例、盛岡市子ども科学館条例、盛岡市先人記念館条例）の一部改正について議決を受け、平成 24 年 4 月 1 日に施行した。

環境部

No.	条例名	制定	一部改正	市独自基準	法律名
1	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例		○		廃棄物の処理及び清掃に関する法律

保健福祉部

No.	条例名	制定	一部改正	市独自基準	法律名
2	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○			障害者自立支援法
3	盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○			障害者自立支援法
4	盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例	○			障害者自立支援法
5	盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例	○			障害者自立支援法
6	盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例	○			障害者自立支援法
7	盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	○			障害者自立支援法
8	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例	○		○	児童福祉法
9	盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例	○			社会福祉法
10	盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	○			介護保険法
11	盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	○			介護保険法
12	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○		○	介護保険法
13	盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	○			介護保険法
14	盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	○		○	介護保険法
15	盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	○			介護保険法
16	盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	○			旧介護保険法
17	盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	○			社会福祉法
18	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	○			老人福祉法
19	盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例	○		○	老人福祉法
20	盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例	○			生活保護法
21	盛岡市医療法施行条例	○			医療法
22	盛岡市クリーニング業法施行条例	○			クリーニング業法

23	盛岡市公衆浴場法施行条例	○			公衆浴場法
24	盛岡市理容師法施行条例	○			理容師法
25	盛岡市美容師法施行条例	○			美容師法
26	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例		○		薬事法
27	盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例		○		食品衛生法
28	盛岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例		○		興行場法
29	盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例		○		旅館業法

建設部

No.	条例名	制定	一部改正	市独自基準	法律名
30	盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例	○			道路法
31	盛岡市道路に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例	○			道路法
32	盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例	○		○	道路法
33	盛岡市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例	○			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
34	盛岡市準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める条例	○			河川法
35	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例		○	○	公営住宅法
36	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例		○		公営住宅法

都市整備部

No.	条例名	制定	一部改正	市独自基準	法律名
37	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例		○	○	都市公園法
38	盛岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	○			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

上下水道局

議案	条例名	制定	一部改正	市独自基準	法律名
39	盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例	○			水道法
40	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例		○		下水道法

<環 境 部>

No.1 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めようとするものである。

2 改正の内容

市が設置する一般廃棄物処理施設において維持管理に関する技術上の業務を担当させる技術管理者の資格を次のとおり定める。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門の合格者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校等において特定の科目を修めて卒業した後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に一定期間従事した経験を有する者等
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

3 施行期日 平成25年4月1日

<保健福祉部>

No.2 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

介護給付等の支給が決定された障害者が受けようとする居宅介護、療養介護、生活介護、短期入所、就労移行支援等の指定障害福祉サービス事業等を行う事業者の要件、基本方針、従業者の員数・管理者の配置その他の人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用者負担額等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.3 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定障害者支援施設の要件並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定された障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設において生活介護、自立訓練、施設入所等を行う場合における当該施設の要件、基本方針、従業者の員数その他の人員に関する基準、設備に関する基準、利用者負担額等の受領、健康の管理、運営規程の制定その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.4 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の障害福祉サービス事業の基本方針、設備に関する基準、運営規程の制定、職員の配置、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.5 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

障害者等を通わせ生産活動等の機会を提供する地域活動センターの基本方針、設備に関する基準、運営規程の制定、工賃の支払、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.6 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、福祉ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

住居を求める障害者に居室その他の設備を利用する福祉ホームの基本方針、設備に関する基準、運営規程の制定、職員の配置、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.7 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

施設への入所支援等を行う障害者支援施設の基本方針、設備に関する基準、運営規程の制定、職員の配置、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.8 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

児童福祉施設である助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備の基準、職員の配置・資格、非常災害対策、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として、保育所の設備の基準のうち乳児1人当たりの乳児室の面積について、従来より広い3.3平方メートルとすること及び屋外遊戯場を施設内に設けることを定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.9 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、婦人保護施設の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

要保護女子を収容保護する婦人保護施設の基本方針、設備に関する基準、職員の配置・資格要件、非常災害対策、保健衛生その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.10 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

要介護認定を受けた者で居宅において介護を受けるものに対し、居宅サービスを行う事業者の要件、基本方針、従業者の員数・管理者の配置その他人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、記録の整備その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.11 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護等の介護予防サービスを行う事業者の要件、基本方針、従業者の員数・管理者の配置その他人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、記録の整備その他運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.12 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の指定地域密着型サービスを行う事業者の要件、基本方針、従業者の員数・管理者の配置その他人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、記録の整備その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として、地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型のものを除く。）の居室の定員に関しては、市長が必要があると認めたときは、原則1人としている定員を4人以下にできることを定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.13 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件、指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る従事者及び介護予防のための効果的な支援の方法並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

介護予防認知症対応型通所介護等の指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の要件、基本方針、従業者の員数等の人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.14 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定介護老人福祉施設に指定された特別養護老人ホームの基本方針、従業者の員数その他人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として、指定介護老人福祉施設（ユニット型のものを除く。）の居室の定員に

関し、市長が必要があると認めたときは、原則1人としている定員を4人以下にできることを定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.15 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

要介護者に対し、看護、医学的管理の下に介護及び機能訓練等を行う介護老人保健施設の基本方針、従業者の員数に関する基準、施設・設備等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.16 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他の必要な医療を行う指定介護療養型医療施設の基本方針、従業者の員数に関する基準、設備に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.17 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

無料又は低額な料金で老人を入所させ、日常生活上の必要な便宜を供与する軽費老人ホームの基本方針、設備に関する基準、職員の資格要件、運営規程の制定、利用料の受領、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.18 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するための指導、訓練等の援助を行う養護老人ホームの基本方針、設備に関する基準、職員の資格要件、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.19 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者等を入所させ、養護する特別養護老人ホームの基本方針、設備に関する基準、職員の資格要件、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（いずれもユニット型のものを除く。）の居室の定員に関しては、市長が必要があると認めたときは、原則1人としている定員を4人以下にできることを定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.20 盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供的施設等の設備及び運営の基準を定める条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

救護施設、更生施設等の保護施設及び社会福祉法に規定する授産施設の基本方針、設備に関する基準、職員の配置・資格、非常災害対策、衛生管理その他運営の基準について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.21 盛岡市医療法施行条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.22 盛岡市クリーニング業法施行条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

営業者の講すべき衛生措置の基準を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.23 盛岡市公衆浴場法施行条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

一般公衆浴場に係る設置の場所の配置の基準、営業者が講すべき衛生及び風紀に必要な措置の基準並びに水質検査の実施について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.24 盛岡市理容師法施行条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

理容の業を行う場合に講すべき措置の基準及び理容所について講すべき措置の基準を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.25 盛岡市美容師法施行条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関し必要な事項を定

めようとするものである。

2 条例の内容

美容師が美容の業を行う場合に講ずべき措置の基準及び美容所について講ずべき措置の基準を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.26 盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、薬局開設の許可の申請に対する審査手数料等を定めようとするものである。

2 改正の内容

薬局開設の許可の申請に対する審査手数料、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査手数料等を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.27 盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.28 盛岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに営業者が講ずべき衛生措置の基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに営業者が講ずべき入場者に対する衛生措置の基準を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.29 盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、施設の設置場所の要件、営業者の講すべき衛生措置の基準、宿泊を拒むことができる事由等を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

施設の設置場所の要件、営業者の講すべき衛生措置の基準、宿泊を拒むことができる事由、水質検査の実施等について定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

<建設部>

No.30 盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

(1) 標示板の寸法

(2) 文字及び記号の寸法

(3) 縁、縁線及び区分線の太さ

3 施行期日 平成25年4月1日

No.31 盛岡市道路に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、市道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

市道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に係る表示事項及び設置場所を定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.32 盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例

1 制定の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

(1) 道路の区分に関する基準

(2) 車線、路肩、自転車道、歩道その他道路の横断面の構成に関する基準

※ 車線及び路肩に関しては、独自基準として、車道部に自転車の走行空間を確保する場合に車線の幅員の縮小及び路肩の幅員の拡大ができることを定める。

(3) 道路の設計速度に関する基準

(4) 曲線半径、緩和区間、勾配その他道路の線形及び視距に関する基準

(5) 平面交差、立体交差及び鉄道等との平面交差に関する基準

(6) 交通安全施設、防護施設、トンネルその他道路の構造に関する基準

3 施行期日 平成25年4月1日

No.33 盛岡市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために市が特定道路を新設し、又は改築する場合における当該特定道路の構造に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

- (1) 歩道及び自転車歩行車道の有効幅員、舗装、勾配等に関する基準
- (2) 立体横断施設及びこれに設けるエレベーター、傾斜路、エスカレーター等に関する基準
- (3) 乗合自動車停留所を設ける歩道及び自転車歩行車道の高さ等に関する基準
- (4) 路面電車停留所の乗降場、傾斜路等に関する基準
- (5) 自動車駐車場に設ける障害者用駐停車施設、出入口、通路等に関する基準
- (6) 移動等円滑化のために必要な案内標識、視覚障害者誘導用ブロック等に関する基準

3 施行期日 平成25年4月1日

No.34 盛岡市準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、準用河川に係る河川管理施設等のうち、堤防その他の主要なもの の構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

- (1) 材質、高さ、天端幅その他堤防の構造に関する基準
- (2) 護床工、護岸、魚道その他床止めの構造に関する基準
- (3) ゲート、管理施設、護床工その他堰の構造に関する基準
- (4) 材質、断面形、ゲートその他水門及び^ひ樋門の構造に関する基準
- (5) 橋台、桁下高、護岸その他橋の構造に関する基準
- (6) ゲート、深さその他伏せ越しの構造に関する基準

3 施行期日 平成25年4月1日

No.35 盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるとともに市営住宅の入

居者の資格のうち収入要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市営住宅及び共同施設の整備基準として次に掲げる事項を定める。

ア 整備の基本方針

イ 敷地の基準

ウ 市営住宅の住棟、住戸、共用部分、附帯施設等に関する基準

エ 児童遊園、集会所その他共同施設に関する基準

(2) 市営住宅の入居者の資格のうち収入要件の額を次のとおり定める。

ア 基準となる収入要件の額 15万 8,000円

イ 緩和された収入要件の額 21万 4,000円

※ 改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）で定められていた額と同額

(3) 市営住宅の入居者の資格のうち特に居住の安定を図る必要がある者として、緩和された収入要件の額が適用されるものを定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

No.36 盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第1次一括法の施行に伴い、改良住宅の一般入居者の資格のうち収入要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

改良住宅の一般入居者の資格のうち特に居住の安定を図る必要がある者として、緩和された収入要件の額が適用されるものを定める。

3 施行期日 平成25年4月1日

<都市整備部>

No.37 盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、都市公園の設置基準に関し必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

都市公園の設置基準について定める。

- (1) 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準
- (2) 都市公園の配置及び規模の基準
- (3) 公園施設の設置基準
- (4) 特別の場合の公園施設の設置基準

3 施行期日 平成25年4月1日

No.38 盛岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、市が管理する都市公園に設置する特定公園施設に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

都市公園に設置する特定公園施設の基準を定める。

- (1) 園路及び広場
- (2) 屋根付広場
- (3) 休憩所及び管理事務所
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂
- (5) 駐車場
- (6) 便所
- (7) 水飲み場及び手洗場
- (8) 掲示板及び標識

3 施行期日 平成25年4月1日

<上下水道局>

No.39 盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例

1 制定の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定めようとするものである。

2 条例の内容

技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定める。

- (1) 布設工事監督者を配置する工事
- (2) 布設工事監督者の資格
- (3) 水道技術管理者の資格

3 施行期日 平成25年4月1日

No.40 盛岡市下水道条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

第2次一括法の施行に伴い、公共下水道の構造の基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

公共下水道の構造の基準について定める。

- (1) 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
- (2) 排水施設の構造の基準

3 施行期日 平成25年4月1日